

第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の パブリックコメントに寄せられた意見と対応について

1 意見募集期間

令和2年11月24日（火）から令和2年12月24日（木）まで（31日間）

2 意見提出者数・件数

提出者数 3人 提出件数 12件

3 意見と市の考え方

反映の区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）	1件
B：すでに案で対応している	1件
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく	5件
D：意見を反映できなかった（しない）	4件
E：その他（計画とは関係ない意見）	1件

計画案のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
<p>●意見1（計画掲載ページP49）</p>	<p>市民の多くは、日常生活圏域がどの範囲を指すのか、どの日常生活圏域で参画していけばよいのか分かりません。今でも地域には、旧3村（八幡・八條・潮止）の地区割の様相が色濃く残っており、日常生活圏域を市民がイメージしやすいものになっていません。</p> <p>隣の草加市では、「地区町会・自治会連合会」、「地区民生委員・児童委員協議会」、「地域包括支援センター」、「地区社会福祉協議会」の全てを10地区に設定し、その地区において、基本目標における具体的な取組みを推進していくとしています。</p> <p>本計画では、各組織の圏域が違うことにおける調整などについて触れていませんが、高齢者支援を含めた地域の包括的な地域づくりに必要な地域福祉の基盤整備がされないまま計画を進めて</p>	<p>八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と理念や方向性との整合性を図る、八潮市地域福祉計画において、「3地域福祉圏域」の将来像を「八條地区・潮止地区・八幡地区の旧村3区域」から、第8期計画（案）で定めている4つの日常生活圏域とすることを推進していることから、日常生活圏域は、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築することに適していると考えております。</p> <p>また、平成17年のつくばエクスプレス八潮駅の開業により、人口の増加や交通事情の変化等を勘案し、日常生活圏域を4圏域に定めております。</p> <p>なお、本計画の中で地域福祉の基盤整備の検討はしておりません。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	D

	いくお考えなのでしょうか。方針をお示してください。		
●意見2（計画掲載ページP77）	<p>本文に、「地域包括支援センターを核とした相談体制の充実を図ります。」と記載があり、その通りだと思いますが、本市の地域包括支援センター4か所のうち3か所（東部、南部、北部）は、委託先法人の施設内に事務所が置かれており、コロナ禍でなくても市民が入りづらく、分かりにくいいため、いつでも気軽に相談できる体制になっていません。</p> <p>市民が集まりやすい公共施設などに設置するべきと思いますが、本市の地域包括支援センターの設置場所についての方針をお示してください。</p>	<p>地域包括支援センターを気軽に利用していただけるよう、地域包括支援センター事業委託契約の中で、利用者にわかりやすい看板の設置、職員が事務処理できる専用事務所の確保、相談室の設置、相談者駐車場の確保などを定め、当該契約に基づき、委託した法人において事務所を設置しております。地域包括支援センターへの相談方法については、電話が最も多く、次いで訪問、来所、手紙となっており、電話相談の後、職員が訪問を行っている状況です。このことから、設置場所の変更は検討しておりません。</p> <p>いつでも気軽に相談できる体制につきましては、市民が入りやすい雰囲気作りなど、委託した法人と協議し、検討してまいります。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	C
●意見3（計画掲載ページP81）	<p>本文に、「協議体」を設置して、関係団体等と定期的に情報を共有し、生活支援サービスの充実・強化を図ります。」と記載がありますが、「介護予防サービス」を加えて、「生活支援・介護予防サービス」がよろしいかと思えます。</p>	<p>高齢者実態調査の結果では、身の回りの支援に係るニーズが高く、重点的に検討する必要があることから生活支援サービスの体制整備を行うため、生活支援サービスの充実・強化と記載しました。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	D
●意見4（計画掲載ページP81）	<p>生活支援体制では、「生活支援コーディネーター」を住民にもっと知ってもらう周知活動や、サービスの開発を行うための地域資源の把握調査を、地域住民や地縁組織（町会・自治会、民生委員など）とともに進めていくなど、具体的な取り組みが必要です。年度ごとの計画がございませうか。</p>	<p>生活支援コーディネーターの周知については、今年度中にリーフレットを作成し、地域のサロンで配布するとともに、市のホームページにも掲載する予定です。また、第1層生活支援コーディネーターは、年度ごとに業務計画書を作成しており、今年度は地域資源の把握調査を実施し、生活支援サービスのリーフレットや宅配弁当実施店一覧のパンフレットを作成しました。</p>	C

		<p>今後、地域住民の方や地縁組織、関係機関と連携しながら事業を進められるよう、第1層と第2層の生活支援コーディネーターと協議し取組みます。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	
●意見5 (計画掲載ページ P81)	<p>モデル地区である伊草団地に第3層協議体が発足していますが、他の地域においても町会・自治会単位で第3層協議体を構成するために第1層・第2層が機能していくのでしょうか。第1層・第2層と第3層の関係をご説明ください。</p>	<p>第1層は市全域、第2層は日常生活圏域、第3層は日常生活圏域よりも身近な地域を想定しており、「本市の生活支援体制」として図で示しております。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	B
●意見6 (計画掲載ページ P85)	<p>若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害の方に対し、啓発活動だけでなく、地域包括支援センターの業務に位置付けるなど、事業の見える化をしてください。</p>	<p>啓発活動では、講演会などで若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障がいにも触れ、広く理解していただくため周知を図ります。また、地域包括支援センターの業務に位置付けるなど、事業の見える化を行うことについては、地域包括支援センター等と協議し、検討してまいります。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	C
●意見7 (計画掲載ページ P87)	<p>「⑤徘徊高齢者早期発見ネットワーク」「⑥徘徊高齢者の家族支援」事業の「見直し」を計画に明記し、合理的配慮の不提供ということにならないよう、<u>65歳未満の若年性認知症</u>で徘徊してしまう方も事業の対象にすることを検討していく旨も、計画に記載してください。</p>	<p>どちらの事業においても、40歳以上65歳未満の若年性認知症により徘徊の症状が見られる場合には、事業の対象者としております。</p> <p>記載については、認知症を明記しました。</p>	A
●意見8 (計画掲載ページ P87)	<p>「⑤徘徊高齢者早期発見ネットワーク」「⑥徘徊高齢者の家族支援」事業の「見直し」を計画に明記し、合理的配慮の不提供ということにならないよう、<u>65歳未満の高次脳機能障害</u>で徘徊してしまう方も事業の対象にすることを検討していく旨も、計画に記載してください。</p>	<p>本計画では、65歳以上の方を対象としております。</p> <p>なお、障がい福祉サービスにも徘徊高齢者の家族支援事業と同様に、障がい者探索サービスがあります。</p> <p>記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	D

<p>●意見 9 (計画掲載ページ P93)</p>	<p>「1 介護保険事業の円滑な実施と基盤整備の推進、(1) 情報提供体制の充実」に、「特別障がい者手当」や「障がい者手帳取得」についても情報提供できるようにすべきと考えます。</p> <p>理由は、「特別障がい者手当」は障がい者手帳保持の有無にかかわらず、「在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当」(埼玉県発行リーフレット)とされています。</p> <p>実際の支給には条件がありますが、要介護度4・5の一部の方はこれに該当する可能性があります。</p>	<p>特別障がい者手当などの各種手当や、障がい者手帳取得の手続きについては、障がい福祉施策となりますので、記載については、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	<p>D</p>
<p>●意見 10 (計画掲載ページなし)</p>	<p>「協議体」や「生活支援コーディネーター」など多くの市民は慣れない福祉用語にとまどいがちです。制度の推進初期段階で市民への周知が重要だと思いますが、市のホームページに関連する記事が見当たらないのが気になります。</p>	<p>市民の方々に対して生活支援体制について広く知っていただくため、平成30年度から「市民向けフォーラム」を開催し、講演や活動報告を行ってきました。さらなる周知を行うため、現在、第1層生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援体制についてのリーフレットの作成を進めております。完成後、市のホームページにも掲載する予定です。</p>	<p>C</p>
<p>●意見 11 (計画掲載ページなし)</p>	<p>広報やしおの全戸配布の計画は進んでいますか。</p>	<p>広報やしおの全戸配布については、本計画と直接関係ありません。</p>	<p>E</p>
<p>●意見 12 (計画掲載ページなし)</p>	<p>地域包括支援センター自身も、定期的なチラシの配布等による生活支援コーディネーターの周知の継続が必要です。全市的な広報力の強化がより一層重要です。</p>	<p>現在、作成を進めている生活支援体制についてのリーフレットは、完成後、市のホームページにも掲載する予定ですが、地域包括支援センターにおいても、地域のサロンや家庭訪問などで配布し周知に努めます。</p>	<p>C</p>